三　次に掲げる方法以外の方法により持ち込まれる液体（国際航空運送事業の用に供する危険物等所持制限区域内に持ち込まれるもの又は本邦内から出発して本邦外に到達する航行を行う航空機内に持ち込まれるものに限る。）

イ　液体を容量百ミリリットル以下の容器に封入すること。

ロ　イの容器を再封入が可能な容量一リットル以下の透明なプラスチック製の袋に封入すること。

ハ　ロの透明なプラスチック製の袋の数は、旅客一人につき一つとすること。

（法第百三十一条の二の五第四項の検査を行う者）

第二百三十五条の四の九　法第百三十一条の二の五第四項本文（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める者は、同項の検査を受ける者が旅客である場合にあつては当該検査を受けた後に搭乗しようとする航空機を運航する者と、当該検査を受ける者が旅客以外の者である場合にあつては当該者が立ち入ろうとする危険物等所持制限区域が存する航空旅客取扱施設の管理者とする。（新設）

2　前項の規定にかかわらず、旅客以外の者が法第百三十一条の二の五第四項の検査を受ける場合であつて、国土交通大臣が保安上支障がないと認めるときは、同項の検査を航空運送事業を経営する者が行うことができる。

（法第百三十一条の二の五第四項の検査を免除される者）

第二百三十五条の四の十　法第百三十一条の二の五第四項ただし書（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。（新設）

一　本邦内において保安検査を受けた者又は本邦外から出発して本邦内の空港等に到着した者であつて、航空旅客取扱施設の管理者及び航空運送事業を経営する者又は法第百三十条の二の許可を受けた者が国土交通大臣の定める方法により管理する経路を移動すること等により法第百三十一条の二の五第四項の物件を所持しているおそれがない者

二　危険物等所持制限区域内における業務のために当該区域内に立ち入る必要があると国土交通大臣が認める者

三　災害その他非常の場合において避難のために危険物等所持制限区域内に立ち入る者

四　前各号に掲げるもののほか、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通大臣が認める者

（法第百三十一条の二の五第六項の検査を行う者）

第二百三十五条の四の十一　法第百三十一条の二の五第六項本文（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める者は、同項の検査を受ける者が当該検査を受けた後に搭乗する航空機を運航する者とする。（新設）

2　前項の規定にかかわらず、航空機強取行為等を防止するため特に措置を講ずる必要があると国土交通大臣が認める場合においては、当該検査を国土交通大臣が指定する者が行うものとする。

（法第百三十一条の二の五第六項の検査を免除される者）

第二百三十五条の四の十二　法第百三十一条の二の五第六項ただし書（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。（新設）

一　本邦内において保安検査を受けた者又は本邦外から出発して本邦内に到着した者であつて、航空運送事業を経営する者又は法第百三十条の二の許可を受けた者が国土交通大臣が定める方法により管理する経路を移動すること等により法第百三十一条の二の五第四項の物件を所持しているおそれがない者